

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会について

定兼学

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会副会長

岡山県立記録資料館長

はじめに

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会について報告いたします。報告者はこの会の副会長で国際担当となった岡山県立記録資料館長の定兼と申します。わたくしが使える言語は現代の日本語と江戸時代の日本語だけです。今回は現代の日本語で報告いたします。

わたくしどもの会の名称は長いので、通常は「全史料協」と略しています。英文表記では The Japan Society of Archives Institutions としていまして、JSAI をつけたロゴマークもつくっています。

目的は、「会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与すること」で、1976年に発足しました。会員は、①機関会員と②個人会員で構成しています。2015年6月現在の会員数は機関会員134、個人会員299の計433です。①機関会員には、歴史資料を保存・利用している機関が参加しています。日本での名称は、文書館 (*monjokan/bunsiyokan*)、公文書館 (*koubunsiyokan*)、歴史資料館 (*rekishishiryokan*)、自治体史編さん室、および大学史資料室等、多岐にわたっています。②個人会員は、この会の目的に賛同して入会した人で、史料を保存し利用に供する実務や研究をしている方々です。

活動は、①全国大会と②地域部会、③委員会他があります。①全国大会は、年に1度全国から会員が集まり、総会・研究会・研修会・懇親会を行います。②地域部会は、地域ごとに月例研究会などで研鑽を積んでいまして、現在は関東部会と近畿部会の二つあります。③委員会他の活動は、調査報告会や啓発活動、要望書の提出や意見書の報告、広報をしています。また臨時的に東日本大震災資料の救出ボランティアとか、ICAのカテゴリーBの会員として海外専門家の方々との交流を深めることもしています。

運営は、何度かの改革を経て2009年から現体制となりました。現在は会長事務局を中心に副会長事務局と3つの委員会を構成して運営しています。委員は1期2年を原則としていまして、2015年4月から第21期目の体制です。会長事務局は全体統括、副会長事務局は会長の補佐と国際担当です。3つの委員会とは、①大会・研修委員会、②調査・研究委員会、③広報・広聴委員会です。後ほど説明いたしますが、それぞれの簡単な内容をいいますと、①大会・研修委員会では、全国大会及び研修会の企画運営を行います。②調査・研究委員会では、公文書館に関する諸問題の調査研究を行うとともに、研修セミナーを開催します。③広報・広聴委員会では、会誌『記録と史料』及び会報等を出版するとともに、ホームページの管理・運営を行います。

それではこれから、この3つの委員会が所掌している事項に沿って説明いたします。

I 大会・研修

全史料協は1976年に発足大会を開いたのですが、まず、その前史を少し述べます。わが国の史料保存の歴史は古いのですが、我が会に関係するところでいえば、1950年前後から研究者と利用者による、地域社会における古文書保存運動が盛り上がりました。それは大学等や文部省史料館、一部公立図書館関係者が行っていました。しかしその頃は、地方自治体の公文書保存については、認識が甘かったといえます。

日本の地方自治制度は、47の都道府県と基礎的自治体である市町村の二重構造になっています。この地方自治体の公文書保存に目が行き届き出すのは1960年前後からです。

1959年、地方自治体で日本最初に公文書および地域の歴史資料を保存する施設が山口に出来ました。山口県文書館です。次いで1963年京都府立総合資料館、1968年東京都公文書館、1969年埼玉県立文書館、1970年福島県歴史資料館、1972年神奈川県立文化資料館、1973年茨城県立歴史館、1974年神奈川県藤沢市立文書館、1975年兵庫県尼崎市立地域研究史料館が出来ていますが、戦後30年経ってようやく10施設ができたに過ぎません。関係者が集まって団体をつくるには時間がかかりました。

1973年歴史資料保存利用機関の関係者がはじめて集まりました。最初は有志による懇談会です。それが設立準備委員会を経て、1976年2月に山口県文書館で創立総会と研究発表会を開催しました。これが発足年を1976年としている理由です。創立総会の参加者は45機関67名でした。初代会長は後にも述べますが、茨城県立歴史館長の岩上二郎氏です。

本会の設立には、次のような意義がありました。第1にこれまで研究者・利用者の手で進められてきた史料利用問題を、保存し利用提供する立場からも考えるようになりました。第2に地域資料である古文書だけではなく、国や自治体が持つ行政文書・記録資料にも重要な価値があることが共通認識となりました。

さて、設立以後は、毎年各地で大会と総会をさらには研修会を開催しています。

大会開催地・参加者人数の変遷は画像のとおりです。昨年の福岡大会が第40回です。現在は開催されていない所は、全47都道府県のうち、15ヶ所の県となりました。

大会ではテーマを設定して、単年でまたは数カ年間共通の課題を協議しています。一昨年の第39回の東京大会は「地域社会とともに歩むアーカイブズ—公文書管理法時代の資料保存—」でした。昨年の第40回の福岡大会は、「アーカイブズ資料の広範な公開を旨として」です。21世紀になって急速に進んだ資料のデジタル化に伴って生じる諸問題について議論を進めています。今回 EASTICA 福岡プログラムの一年前にも、同じ都市で似た議論をしたのです。

以前のテーマをみますと、1977年から3カ年間は法律制定について議論しています。この法案には日本学術会議や歴史学会等が先行していたのですが、全史料協の会長であった岩上二郎氏が参議院議員になり、そのとき同氏は全史料協では顧問となっていたのですが、

岩上氏の政治生命をかけるご努力で議員立法により 1987 年に「公文書館法」が成立しました。勿論全史料協としても法律成立までは随分議論を重ね、運動も行いました。

公文書館法成立後の大会は、全国各地に公文書館を設立するための議論や公文書館のある地域ではその制度の充実をさせるための議論を続けました。1994 年の第 20 回大会の神奈川大会は「文書館制度の拡充をめざして」というテーマでこれまで 200 人程度であった参加者が 393 人にもものぼり、大会史上最高人数で、これは第 40 回を数える昨年まで破られていません。

1995 年 1 月に起こった阪神淡路大震災は、6,434 人の犠牲者を出すという大きな災害でした。地域史料も甚大な被害を受けました。早速同年の 21 回大会は「災害と史料」をテーマとして、災害史料の保存について議論いたしました。

次いでエポックとなったのは市町村合併です。政府は、市町村の合併の特例に関する法律に基づいて 1999 年から 2005 年まで手厚い財政支援措置をして、市町村合併に積極的に関与しました。これにより、国内 3,200 余の市町村が 2005 年には 1,800 余になりました。2015 年現在は 1718 です。1500 余の自治体が編入とか対等合併により消滅したことになります。時あたかも 21 世紀突入時期でしたから、市町村合併をとまなう新時代にどうあるべきかの議論を続けています。

2011 年は東日本大震災があった年です。早速同年の 37 回大会では震災関係の報告しているのですが、この年から公文書管理法を施行してしまして、その関係の議論を深める企画を 3 年間続けています。東日本大震災については臨時委員会を設けて活動することになりました。

なお、大会及び総会のときには研修会も開催してアーカイブズの入門研修をはじめ専門的な分野の研修講座をし、テキストも作っています。

II 調査・研究

調査研究委員会は、公文書館等に関する諸問題を調査研究します。かつては専門職問題委員会と資料保存委員会がありました。日本には、国家制度・資格としての公文書館の専門職が確立していません。公文書館ごとに、それぞれの組織の性格に応じた職員を配属している状況です。そこで全史料協は 1996 年に専門職問題委員会を設置し、①専門職制度に関する検討、②アーキビスト養成制度に関する調査、③専門職問題に関する他団体との連携を議論したのです。

アーキビスト制度について、2003 年「海外におけるアーキビスト養成に関する調査報告」、2006 年「アーキビスト養成の現状分析と今後の展望」、2009 年『アーキビスト制度関係資料集』をまとめました。しかしまだ制度の確立には至っていません。

資料保存委員会は、阪神・淡路大震災を契機に 1995 年 4 月に設置された防災委員会を 2001 年に改組して成立したもので、資料保存に関する情報提供、調査研究その他をしました。2003 年『データにみる市町村合併と公文書保存』、2004 年『自治体の保有する公文書

の現状について』、2005年『阪神・淡路大震災から10年 記録集成』、2006年『資料保存と防災対策』と立て続けに刊行しました。続いて、公文書管理法制定にかかる研修会・講演会も行っています。

2009年に専門職問題委員会と資料保存委員会を統合して現在の調査・研究委員会になりました。近年は、公文書館機能普及のために自己点検指標の策定や公文書館機能普及セミナー開催を重ねています。2015年3月『電子版公文書館機能ガイドブック』を作成・刊行しました。

全史料協はかつて公文書館設立運動をしていました。そのトーンを下げたわけではないのですが、1990年代半ば以降日本経済の停滞とともに日本の地方自治体は厳しい財政問題に直面していき、公文書館設立費用の捻出が難しくなっています。そこで公文書館そのものの設立だけでなく、それぞれの自治体にあったやりかたで公文書館機能を整備することに寄与しようということから、この手引き書を発行したのです。

財政が厳しかろうが、厳しくなろうが、自治体は「公文書を残し、保存し、活用する」体制を構築しなくてはならないという信念を我が会は持っていて、これも一つの形といえるでしょう。

Ⅲ 広報・広聴

広報・広聴委員会は、①会誌『記録と資料』（年1回）の編集刊行、②会報（年2号）の編集刊行、③ホームページの維持管理をしています。ホームページには様々な情報を集積しています。

①会誌は現在25号になります。会員以外にも頒布しています。アーカイブズに関する情報雑誌として高度な内容と自負していき、英文タイトルも付けています。内容構成は特集、研究、アーキビストの眼、世界の窓、アーカイブズネットワーク、書評と紹介、資料ファイル、会員刊行物情報、全史料協の1年です。日本国内各地の情報意見交換だけでなく、世界の情勢にも注目しています。

ICAをはじめ東アジア諸国からも多くを学んできました。

古いところでは、1987年のマイケル・ローパー氏、および1991年のシャルル・ケスケメティ氏の日本講演は随分刺激になりました。ジャン・ファビエ会長との交歓会も行っています。

②会誌は年2号発行しています。うち1号は総会や大会・研修の議事録も記録していて、大会に参加できなかった人にも弁じるようにしています。

③ホームページは映像のとおりです。

なお、一つひとつの説明はいたしません、全史料協関係の刊行物としてはご覧のとおりものがあります。

おわりに

全史料協の設立趣旨は、はじめに述べましたとおり「会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与すること」を目的としています。その前提には「民主主義や地域社会を支える礎であることをアピールする（広める）団体」という強い意識というかプライドがあります。単なる任意団体でもありますが、一機関、一個人では解決しえない諸問題に対し、協力して対処する「力ある団体」と思っています。

特に公文書館法制定にあたっては、先ほど岩上二郎氏の功績とも述べましたが、これは全史料協の念願でもありましたから、委員会を設けるなどして随分議論してきました。

司法資料の保存や市町村合併に伴う公文書保存などで、政府に要望書や提言を行い、東日本大震災では被災公文書等のレスキューにアーカイブズ関係団体として加わり、日本のアーカイブズ世界に貢献しています。

これからもわたくしたちは、専門機関・専門家の団体として、日本の民主主義や地域社会をまもるためプライドをもって日本のアーカイブズをリードして行きます。

これで終わります。